

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	奈良県山添村

山添村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 山添村 農林建設課
所在地 奈良県山辺郡山添村大西151
電話番号 0743-85-0046
FAX番号 0743-85-0472
メールアドレス nouken@vill.yamazoe.nara.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル ・アライグマ・ハクビシン・カワウ
計画期間	令和8年度 ～ 令和10年度
対象地域	山添村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額 (千円)	被害面積 (a)
ニホンジカ	水 稲	5 2	1 6
イノシシ	水 稲	9 6 6	2 4 0
ニホンザル (R7年度被害見込)	野 菜	1 5	5
アライグマ (R7年度被害見込)	野 菜	1 5 7	4
	その他	1 4 3	6
ハクビシン (R7年度被害見込)	野 菜	7 8	2
	その他	4 6	2
カワウ (R7年度被害見込)	魚 類 (アユ、フナ)	1 0	5 k g
合計		1, 4 6 7	2 7 5 a、5 k g

(2) 被害の傾向

<p>○ニホンジカ</p> <p>村内全域で被害が発生しており、被害地域は広範囲に及んでいる。ニホンジカの捕獲数は増加傾向にあるが、依然として被害が発生しており、植え付け直後の水稲苗や野菜、花卉への食害などがある。電気柵やワイヤーメッシュ柵等による侵入防止対策、狩猟者による捕獲等により被害は減少傾向であるが、完全には防止できていないのが現状である。</p> <p>○イノシシ</p> <p>収穫間際の水稲・野菜の作物への食害や土手・水路の崩し農業基盤の破壊などの被害が村内全域で発生している。電気柵やワイヤーメッシュ柵等による侵入防止対策、狩猟者による有害捕獲等により被害は減少傾向であるが、完全には防止できていない。また近年は、豚コレラで頭数が減少していたが、再び増加傾向にある。</p> <p>○ニホンザル</p> <p>近年、はぐれザルの出没が複数の地域で確認されており、農作物への被害も確認されている。</p>
--

○アライグマ

果物や野菜の食害が村内全域で発生している。山添村アライグマ防除実施計画による捕獲活動を行っており、継続的に処理は行っているが、被害は継続して発生している。

○ハクビシン

被害が大きいわけではないが、所々で被害が発生している。アライグマと同様に上記計画で捕獲活動を行っており、引き続き被害防除に努めている。

○カワウ

布目ダム、上津ダム及び名張川では目撃情報が上がっており、アユ、フナ、ワカサギ等の稚魚の食害が確認されている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和6年度) (ニホンザル及びアライグマ並びにハクビシン、カワウはR7年度被害見込み)	目標値 (令和10年度)
被害金額(千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカ 5 2 ・イノシシ 9 6 6 ・ニホンザル 1 5 ・アライグマ 3 0 0 ハクビシン 1 2 4 ・カワウ 1 0 計 1, 4 6 7 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカ 4 5 ・イノシシ 8 4 0 ・ニホンザル 1 0 ・アライグマ 2 7 0 ハクビシン 1 0 0 ・カワウ 5 計 1, 2 7 0
被害面積(a)	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカ 1 6 ・イノシシ 2 4 0 ・ニホンザル 5 ・アライグマ 1 0 ハクビシン 4 ・カワウ 5 k g 計 2 7 5 a、5 k g 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカ 1 0 ・イノシシ 1 7 8 ・ニホンザル 2 ・アライグマ 7 ハクビシン 3 ・カワウ 2 k g 計 2 0 0 a、2 k g

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○鳥獣被害対策実施隊による捕獲 捕獲計画に基づき鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を継続的に実施し、被害地域周辺の個体数調整を実施している。	○実施隊員の活動 全地区に狩猟者がいない状況の中、狩猟者は高齢化により広域的な活動が難しくなっており、被害対策が十分実施できない地域がある。

	<p>○捕獲資機材の導入 平成20年度から鳥獣被害防止対策事業により捕獲資機材を購入し、地区と狩猟者が連携し、共同で管理することで、捕獲の推進に役立てている。</p> <p>○村補助事業 山添村有害鳥獣捕獲報奨金交付事業(平成18年4月1日制定)により、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、アライグマなどの捕獲に対し報奨金を支出し、集落や農地に繰り返し出没する個体の捕獲を積極的に実施している。</p> <p>○捕獲檻の貸出 アライグマについては「山添村アライグマ防除実施計画」を策定し、特定外来生物の防除確認を受けており、それに基づき狩猟免許を持たない一般住民に対しても、捕獲檻を貸し出している。</p> <p>○狩猟免許講習の周知 村広報紙にて、狩猟免許講習及び試験の案内を掲載し、村民に周知することで新たな狩猟者の確保をめざしている。</p>	<p>○資機材管理 地区によっては狩猟者がおらず、管理が行き届いていない場所もある。</p> <p>○捕獲檻貸出しの周知不足 貸出を申請する住民がいつも決まっておらず、必要としている方への周知が不足している。</p> <p>○狩猟者の不足 周知しても狩猟免許を取得希望者が少ない。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>○侵入防止柵設置(補助)事業 広範囲にわたるものについては鳥獣被害防止対策事業・中山間所得向上支援事業を活用した設置事業を実施しており、個人規模のものについては「山添村有害鳥獣防除施設設置被害防除事業補助金交付要綱」(平成18年4月1日制定)に基づく設置補助を行っている。</p> <p>令和5年度から令和6年度に設置されたメッシュ柵は合計15,523mであり、侵入防止柵の普</p>	<p>○柵の維持管理 防護柵を設置したが、耕作者の高齢化や地域の過疎化により、柵の維持管理が難しい箇所が発生しつつある。</p>

	<p>及推進を図っている。 また、個人ではなく複数名での広 範囲への柵の設置を勧めている。</p>	
<p>生息環境 管理その 他の取組</p>	<p>○鳥獣誘因物の処理 地区における放任果樹や収穫残 渣果樹が誘因物になっている可能 性が高いため、伐採や適切に堆肥 化するように住民へ周知してい る。</p>	<p>○誘因物の完全撤去 周知を行っているが、地域の過疎化に より、所有不明の果樹等が増え、撤去す るにも所有者確認など時間がかかる。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>○有害鳥獣捕獲期間の延長の継続 ニホンジカ・イノシシの捕獲頭数を増やすため、継続して有害鳥獣捕獲期間を延 長し、鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を実施する。</p> <p>○緊急捕獲対象鳥獣の追加 近年、ニホンザルの出没頻度が増加にあることを考慮し、ニホンザルを緊急捕獲 活動支援事業の対象とし、また、農作物の被害が増加しているアライグマ及びハク ビシンについても対象とする。</p> <p>○集落単位での鳥獣対策 〈 鳥獣捕獲 〉 個人での鳥獣対策には限界があるため、鳥獣被害防止対策事業を活用した侵入防 止柵の設置を広報・周知し、集落単位での鳥獣防除に取り組めるよう支援する。 また、狩猟免許保有者が狩猟意欲をもって活動できるよう報奨金の増額を行う。 効率的な捕獲を推進するために、試験的にICT機器を活用し、今後の導入を検 討していく。</p> <p>〈 鳥獣防除 〉 被害を受けている集落と実施隊員が連携し、防除柵によって動物の行動範囲を絞 り、柵付近に檻で設置する。地区と実施隊員が連携できるよう情報共有を行い、支 援する。</p> <p>○狩猟免許取得の積極的な推進 狩猟免許取得者を増やすために、狩猟免許取得方法等について村広報及びホーム ページを用いて住民に周知する。また新規の狩猟免許取得を推進するために、講習会 費用の補助し、また狩猟免許やわな購入に対しても支援を行い、継続して取得を促進 する。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 猟友会の協力を得て、山添村全域で対象となる鳥獣を捕獲する。
- ・ 鳥獣被害対策実施隊による捕獲計画に基づいた捕獲活動を実施する。
- ・ アライグマは、一般の住民に捕獲檻の貸出しを行い、捕獲を推進する。
- ・ カワウは、漁協の協力のもと、猟友会による捕獲を推進する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル	農家のわな猟免許取得を積極的に推進し、有害獣捕獲体制の構築を推進する。狩猟免許新規取得者は狩猟技術が未熟なことから、狩猟技術向上を図るため、捕獲・解体等の研修会への積極的な参加を促す。 また捕獲檻などの捕獲機材を購入する場合には、一部の金額を補助する事業も継続して行っていく。
令和8年度 ～ 令和10年度	アライグマ ハクビシン	「山添村アライグマ防除実施計画」に基づき、一般住民への捕獲檻の貸出しを実施する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>○ニホンジカ 山添村は奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第7次）の管理地区内である。近年、捕獲実績と被害報告が増加傾向にあり、今後も有害鳥獣捕獲期間を延長する方法で捕獲数の増加が見込まれることを考慮し設定した。</p> <p>○イノシシ 山添村は奈良県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第5次）の管理地区内である。豚熱による個体数の減少で、前計画期間は捕獲実績が減少していたが、捕獲数が戻りつつあることをふまえ、今後も有害鳥獣捕獲期間を延長し、捕獲数の増加が見込まれることを考慮し設定した。</p> <p>○ニホンザル 近年の出没報告数を勘案するが、正確な捕獲計画数を算出することは困難であるため、近隣の出没数・捕獲数を基に算出した。緊急捕獲活動支援事業の対象鳥獣及び村事業による捕獲報奨金の対象であるため、従来の動物駆逐用煙火やモデルガンによる追い払いだけでなく、罠による捕獲・銃器を用いた駆除を推進していく。</p> <p>○アライグマ アライグマは特定外来生物であり、農地や集落付近に生息する個体を対象として捕獲する。アライグマは、平成22年に特定外来生物法に基づく防除の確認を受けており、その防除計画に基づき設定した。</p> <p>○ハクビシン</p>

農作物の被害報告や目撃情報数より設定した。

○カワウ

被害状況と捕食量より捕獲数を設定した。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ	500頭	550頭	600頭
イノシシ	300頭	300頭	300頭
ニホンザル	20頭	20頭	20頭
アライグマ	120頭	120頭	120頭
ハクビシン	30頭	30頭	30頭
カワウ	10羽	10羽	10羽

捕獲等の取組内容

○ニホンジカ

鳥獣被害対策実施隊による、銃器・わなによる有害鳥獣捕獲を積極的に行う。捕獲は村内全域において一年を通じて行うが、捕獲依頼のあった場合、その地域については重点的に捕獲活動を行う。

○イノシシ

鳥獣被害対策実施隊による、銃器・わなによる有害鳥獣捕獲を積極的に行う。捕獲は村内全域において一年を通じて行うが、捕獲依頼のあった場合、その地域については重点的に捕獲活動を行う。

○ニホンザル

鳥獣被害対策実施隊による、銃器・わなによる有害鳥獣捕獲を積極的に行う。捕獲は村内全域において一年を通じて行う。また併せて動物駆逐用煙火、モデルガンによる追払いも実施する。

○アライグマ

捕獲檻を一般住民に貸出し、継続して捕獲活動を行う。

○ハクビシン
農作物に被害を及ぼす集落付近に生息する個体を捕獲する。

○カワウ
銃器による駆除、動物駆逐用煙火による追払いを実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ	30,000m ※電柵・メッシュ柵含む 村内全ての侵入防止柵	30,000m ※電柵・メッシュ柵含む 村内全ての侵入防止柵	30,000m ※電柵・メッシュ柵含む 村内全ての侵入防止柵

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和8年度～令和10年度
ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル ・アライグマ・ハクビシン	集落単位で柵を設置する。農地が荒れないように集落で草刈りによる維持管理を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

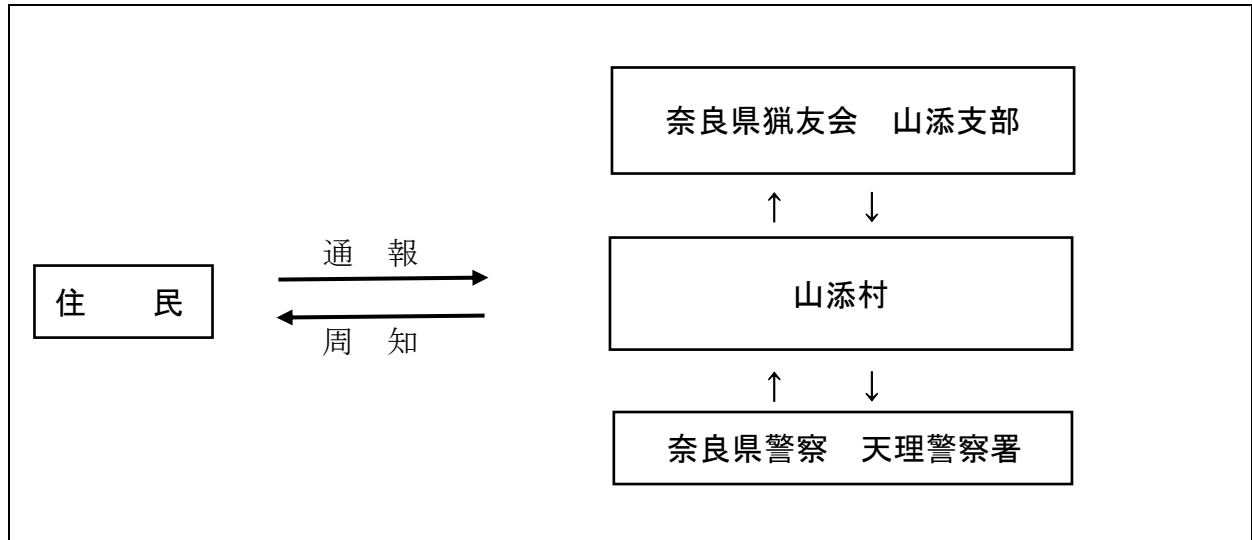
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～ 令和10年度	ニホンジカ・イノシシ・ ニホンザル・アライグマ ・ハクビシン	集落として自ら緩衝帯の整備や放任果樹・農作物残渣を放置しない取り組みを実施するよう啓発活動を継続して行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
山添村	・情報の取りまとめ・関係各署との連絡調整 ・地域住民への周知・啓発
奈良県猟友会 山添支部	・鳥獣対策に係る情報提供、技術指導 ・調査、追払い、捕獲活動
奈良県警察 天理警察署	・地域住民の安全確保

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

○ニホンジカ、イノシシ

京都府笠置町や三重県伊賀市にある食肉加工施設のパンフレットを狩猟者に配布し、ジビエ施設の活用を進めている。また引き続き、閉鎖・休館された公共施設を食肉処理施設として再整備できないかを検討を進める。

○ニホンザル、アライグマ、ハクビシン

食肉利用に適さないため埋設処理を行う。今後、焼却施設の建設を視野に入れた、衛生的で安全な処分方法を検討する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在、笠置町の食肉加工施設を活用しており、近隣市町村で食品加工を行っている事例があるため、村内での販売も含め、商品化を検討する。
ペットフード	現在、笠置町の食肉加工施設を活用しており、近隣市町村でペットフード事業を行っている事例があるため、村内での販売も含め、商品化を検討する。
皮革	現在、笠置町の食肉加工施設を活用しており、近隣市町村で皮革製品化を行っている事例があるため、村内での販売も含め、商品化を検討する。

その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現在、笠置町の食肉加工施設を活用しており、近隣市町村でふるさと納税の商品化を行っている事例があるため、村内での販売も含め、商品化を検討する。
--------------------------------------	--

(2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制に関する事項

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	山添村鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
山添村	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会事務局 ・鳥獣被害軽減のための各種活動の実施 ・専門家との調整 ・個体群管理の実施 ・狩猟者の確保と育成 ・地元技術指導者の育成及び狩猟者の育成・鳥獣対策に係る情報の提供
奈良県東部農林振興事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣対策に係る情報の提供と助言指導
一般社団法人 奈良県猟友会 山添支部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣対策に係る情報提供、技術指導 ・調査、後払い、捕獲活動
山添村農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー ・各種情報提供
奈良県農業協同組合 山添村営農経済センター	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー ・鳥獣対策に対する地元住民へのフォローアップ ・各種情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣に係る被害状況の連絡

地元自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駆除依頼 ・ 駆除の協力 ・ 地元住民への協力要請
-------	---

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>○山添村鳥獣害防止対策実施隊の任命</p> <p>実施隊員として、狩猟免許所持者及び住民の中から被害防止対策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者を任命する。対象鳥獣捕獲員は、山添村全域を対象とし、一年を通じて捕獲を実施する。</p> <p>○山添村鳥獣害防止対策実施隊の活動内容</p> <p>山添村鳥獣害防止対策実施隊員は関係機関と連携をとり、対象鳥獣捕獲等、被害防止計画の実施に取り組む。また、猟友会と協力して下記の活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入防止柵を設置しているにもかかわらず、対象鳥獣の侵入を許し、農家より捕獲依頼があった場合に捕獲活動を実施する。 ・ 人家付近に頻繁に対象鳥獣が現れ、地域住民に危害を及ぼす可能性がある場合、捕獲活動又は追い払いを実施する。 ・ 鳥獣害防止対策実施隊員は所在地の各集落を中心に、農地の被害状況等について情報交換を密に行い、被害防止のための啓発活動を現場において実施することで、効果的な鳥獣対策を行う。 ・ わな、捕獲檻によって捕獲した対象鳥獣の止め刺し、運搬、埋設など負担のかかる作業について、協力体制をつくり捕獲活動を円滑化する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・ 定住自立圏（伊賀市・名張市・笠置町・南山城村、天理市）を活用した広域的な被害防止対策等の実施を試みる。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--